

会 議 録

会 議 の 名 称	平成28年度第2回史跡大森勝山遺跡整備指導委員会
開 催 年 月 日	平成28年12月5日(月)
開 始 ・ 終 了 時 刻	午後1時30分から午後3時まで
開 催 場 所	岩木庁舎2階多目的ホール
議 長 等 の 氏 名	委員長 工藤竹久
出 席 者	委員長 工藤竹久 委員 岩瀬直樹 委員 関根達人 委員 須藤司 オブザーバー 県教育委員会文化財保護課 斉藤主査
欠 席 者	委員 岡田康博
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	教育長 佐々木健 文化財課長 三上敏彦 同課課長補佐 工藤雅人 同課埋蔵文化財係長 岩井浩介 同課主事 東海林心 同課主事 福原健 同課主事 工藤麻衣 建設政策課 赤石総括主査・坂本技師 (株)空間文化開発機構 杉本研究員
会 議 の 議 題	(1) 史跡大森勝山遺跡整備基本設計について (2) その他
会 議 結 果	別添議事録のとおり
会 議 資 料 の 名 称	
会 議 内 容 (発 言 者 、 発 言 内 容 、 審 議 経 過 、 結 論 等)	別添議事録のとおり

【会議内容要旨】

議題（１）史跡大森勝山遺跡整備基本設計について

1) 竪穴建物跡表示施設について

工藤委員長：柱痕表示は平面表示としているが、直径はどう考えているか。

事務局：昭和の調査所見によると、柱により直径 20～40 cmとなっている。平均をとり、30 cm前後で模式的な表示とすることとしたい。

工藤委員長：建物跡南側の園路をなくしたのは、急斜面であり危険だという理由か。

事務局：その通り。園路幅を確保するには急斜面の崖への盛土が必要だが、史跡景観上も好ましくなく、施工上も難しい。なお、11月29日に現地踏査した際、落葉・降雪のため詳細な地形が確認できたが、想定より崖が近く危険であると判断した。

工藤委員長：急斜面付近に転落防止柵は設置するのか。

事務局：園路を急斜面手前で止めてしまえば、設置は不要となる。なお、現況でクマガサが繁茂しており、急斜面への進入を防ぐ柵の役割を担っている。

関根委員：建物跡の表現について、壁が立ち上がる形となっているが、壁部分の仕上げはどのようなもので考えているか。

事務局：現状の設計では、床面部分と同様の透水性舗装となるが、床面舗装と切り離し土羽で処理する方法も考えられる。

関根委員：床から地表までの高低差が最大 90 cm程度であり、危険ではないか。

事務局：南西側（岩木山側）では高低差が大きくなっているが、もし園路を手前で止める形とすれば、来訪者が段差部分に敢えて入って来ることはないと思われる。

関根委員：そうであれば、安全対策のため園路は更に手前で切るべき。先ほど出た説明板付近で切り、滞留スペースを設ける案とした方が良い。

また、本来、壁と床は別の材質で構築されていたものであり、誤解を招かないよう別の表現とした方が良い。他遺跡での整備例を教えてください。

事務局：舗装、土羽の両方の施工例がある。ただし、この設計のままの傾斜では土羽が組めず、植生土嚢等での対応となる。

工藤委員長：当時は板壁だったのか。

関根委員：おそらく板壁。床面の表現がそのまま立ち上がるものとせず、土羽的な処理が妥当と考える。

工藤委員長：板壁であれば、垂直に立てるという方法もある。技術的には可能か。

事務局：可能であり、全国的にはどちらの例もある。

工藤委員長：管理しやすい手法としてはどれになるか。

事務局：現況の草地管理が最も管理しやすい。壁の舗装は剥落の恐れもある。

工藤委員長：舗装であっても、別な表現として色を変えると表現が煩雑となる。

関根委員：床と壁は別の材質だったため、色を変えたとしても舗装で立ち上げると違和感がある。管理の点でも、土羽で処理した方が良い。

事務局：現況の「すり鉢」状の地形に近い形のまま、床面をフラットな舗装とし、壁は土羽面として整備する方向で検討したい。

工藤委員長：床を舗装、壁を土羽として良いか。

一同：了承。

2) 園路について

工藤委員長：環状列石復元施設の周囲の園路については、園路内側を組石の外周に沿う形、園路外周を楕円状に緩く結ぶ形となっている。よって地点毎に幅員が違うが、来訪者のすれ違い等、見学に支障はないか。

事務局：幅員は最小幅で2m、最大幅で約4mとなっている。

工藤委員長：地形的にドーナツ状に盛り上がっており園路も外周側に傾斜するが、4m幅の部分では高低差の違和感はないか。

事務局：全体としてドーナツ状だが、園路部分については水勾配程度の傾斜となるため問題ないと思われる。

3) 管理車両用ルートについて

工藤委員長：スロープの幅員は。

事務局：3 m。勾配はこれまでの案の青ルートで約 17%、今回提案の赤ルートではさらに緩い勾配となることが見込まれるものであり、管理車両の通行は可能。整備工事時は工事車両用仮設道路を同じ動線で設置し、整備後は管理車両用として整備するイメージ。

工藤委員長：双方とも史跡範囲内となっているが、ルートによる違いは何か。

事務局：青ルートでは防風林を抜けてから園路を含め三叉路状に道が分かれるのに対し、赤ルートでは車両用道路を防風林の外の時点で切り離すものである。交差点が煩雑とならないほか、史跡のゲートの役割を果たしている防風林を抜けた先からの景観負担を減らすことができる。また、現況の緩傾斜を活かす形で設定しており、遮蔽植栽となっている防風林に穴ができないよう、林を斜めに抜ける。

工藤委員長：舗装はどのようなものを想定しているか。

事務局：園路と同じ豆砂利舗装を想定している。弘前城跡、堀越城跡で実績があり、凍害に強い。

工藤委員長：園路と同等であれば、来訪者は管理車両用道路も通行してしまうのでは。

事務局：安全管理上、平時は車止め等により塞ぐ想定。

工藤委員長：了解した。赤ルートの方向で進めることとして異論はないか。

全委員：なし。

議題（2）その他

事務局より、以下の3点について報告。

- ① 民有地の買収と借用について
- ② 国庫補助事業について
- ③ ガイダンス施設の整備について